生徒指導業養



~ 生徒指導を進めるための栄養源に ~

| 4 【頭髪や服装の指導に当たって】

児童生徒に、場所や状況に応じて適切な態度や行動をとることができる力及び社会性を育てること等を目指し、先生方は、日ごろから頭髪や服装の指導をされていることと思います。

早いもので3月,卒業式が迫ってきました。ここで,頭髪や服装の 指導に当たり,広島県教育委員会の「生徒指導の手引き」に記載され ているQ&Aを確認しておきましょう。

- Q 頭髪や服装違反で帰宅させ、直した後に登校させたり、別室で特別の指導をしたりすることに問題はありませんか。
- A まず、当該児童生徒と話し合うなどの指導をしたり、保護者に連絡して違反 を直させるよう繰り返し指導することが大切です。 小・中学校では帰宅させる ことはできません。ただし、保護者に頭髪や服装の違反を直させるよう連絡し ても直らない場合は、児童生徒を別室で指導するなどの対応が考えられます。
- Q 学校で、教職員が頭髪を切ったり、染髪スプレーで頭髪を染めたりすることに問題はありませんか。
- A 頭髪は身体の一部ですから、教職員が頭髪を切ることは体罰となり、絶対にしてはならないことです。 また、教職員が染髪スプレーなどで、頭髪を染めたりすることも体罰となり、絶対にしてはならないことです。 児童生徒が自ら直すよう指導するとともに、保護者には学校の方針などを十分に説明して協力を求めることが大切です。
- ◆「生徒指導の手引き」(広島県教育委員会)



令和6年2月27日(火) 呉市教育委員会 学校安全課 生徒指導グループ

